

災害対策基本法に基づく雪害対応訓練を実施！ ～本格的な降雪シーズンの到来に備えて～

- ◆ 開催内容： 状況確認型情報伝達訓練、放置車両等の移動時の記録表作成講習
- ◆ 日 時： 平成28年11月30日（水）14:00～16:00
- ◆ 開催場所： 富士宮市役所 会議室及び屋外駐車場

■ 概 要

近年、冬装備を装着していない車両が大雪などにより道路上で立ち往生するなど交通障害が発生しています。平成26年11月に改正された災害対策基本法では、大規模地震発生時や雪害時に緊急車両等の通行確保を図るため、道路管理者自ら放置車両の移動が出来るようになりました。

今冬の雪害発生に備え、災害対策基本法に基づく対応について、各関係機関が密接に連携し、適切に実施出来る体制を充実させるため、雪害対応訓練を実施しました。

- 参加者：30名（静岡国道事務所、静岡県、富士宮市、富士宮警察、中日本高速道路(株)東京支社富士保全・サービスセンター、富士建設業協会、静岡県レッカー事業協同組合）

情報伝達訓練会場様子



情報伝達訓練状況



記録表作成講習

